令和2年成人式中止のお知らせ

9月21日㊗に延期開催を予定しておりました成人式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止することといたしました。

成人を迎えられた方、ご家族の方々には、二十歳の門出を祝うため、さまざまな準備をされていたところ大変ご迷惑をおかけいたします。皆様の安心・安全を第一に考えての判断となりますので、何卒ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

新発田市成人式実行員会
新発田市・新発田市教育委員会

お祝いの品を贈呈します

成人式記念品に関する問合せ先=生涯学習課（☎26-7191）
商品券に関する問合せ先=みらい創造課ライフデザイン係（ヨリネスしばた5階、☎28-9531）

令和2年成人式に出席を予定されていた方々を対象に、下記のとおりお祝いの品を贈呈します。人生の大切な節目を迎えられた記念として、ご利用ください。

対象=平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、新発田市から成人式の案内が送付された方
※現在当市に住所がないために案内が送付されておらず、以前当市に住んでいた方は対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

【成人式記念品の贈呈】
成人式会場で贈呈する予定にしていた記念品を、対象の方に郵送でお届けします。
贈呈時期=11月下旬頃（予定）

【商品券の贈呈】
成人祝の写真撮影や記念品の購入、飲食などに利用できる商品券を差し上げます。
内容=市内で使える商品券3000円分を差し上げます
※商品券を利用できる店舗は、市ホームページで確認できます。
商品券の受取方法=市から送付された「成人式入場券」を持参のうえ、みらい創造課でお受け取りください。家族など、代理の方が受け取ることもできます
配布期間=土曜日、祝日を除く、9月1日㊋～30日㊌
▼月～金曜日…午前8時30分～午後5時15分
▼日曜日…午前8時30分～正午
その他=下記の市公式LINE（ライン）の登録にご協力ください

市公式LINEにご登録ください

問合せ先=みらい創造課ライフデザイン係（☎28-9531）

新成人の方に商品券を贈呈する際に、市が発信する情報を受け取ることができる市公式LINE「しばたTOMORROWライン」への登録をお願いしています。

市公式LINEでは、新型コロナウイルス感染症の影響で帰省の自由がままならないなど、日々の生活に変化が求められる中、ふるさとを離れて各地でがんばる方々と新発田をつなぐため、市からさまざまな情報を発信します。市内在住の方など、どなたでも登録できます。ぜひ、ご登録ください。

【こんな情報を発信します】
▼ふるさとしばたの近況
▼新発田の特産品が当たるキャンペーン情報
▼U・Iターン情報
▼イベント情報　など

▲登録用

祝 新成人 ～市長からのメッセージ～

新成人を迎えられた皆様、成人おめでとうございます！

新発田市民を代表して、二十歳（はたち）という人生の門出を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。

直接、お祝いの言葉を伝えられないのは大変残念でありますが、その一方で、成人式実行委員会のメンバーである新成人が、参加者の皆様、また、市民の皆様の健康と安全を最優先に考え、自ら、成人式中止を決断された、勇気とやさしさに胸を打たれました。その想いは、しっかりと市民の皆様に伝わるものと確信しています。

これまで経験したことのない、新型コロナウイルス感染症により、行動の自由に対する考え方にも変化が生じており、新発田への帰省が叶わなかったり、仕事の仕方、学び方なども、大きく変容しています。自分が、思い描いてきた生活環境との違いに、戸惑っている方もおられるかもしれません。

新型コロナウイルス感染症への対処として、私たちは、これまでの価値観や生活様式を変えることを求められています。しかしこれは、新たな価値観、働き方、暮らし方を創り出すことに結び付くものであり、新成人の皆様が持つ、若さや瑞々しい感性こそが、これからの新たな時代を切り拓いていくために必要なのであります。

「明けない夜はない」の言葉どおり、今は、トンネルの中を進んでいるように感じていても、その先には、必ず、明るい夜明け、未来が待っています。

新成人の皆様には、ふるさと新発田を愛する市民として、「オール新発田」の一翼を担っていただき、私たちと共に、支え合い、励まし合いながら、「新型コロナウイルス感染症に負けてたまるか!」を旗印として、この難局を乗り越えていきましょう！

新発田市長　二階堂馨

パソコンやスマートフォンによる
インターネット回答が便利です

令和２年国勢調査にご協力をお願いします

問合せ先＝令和2年国勢調査新発田市実施本部（情報政策課内、☎28-9621）

10月1日を基準日に、全国で一斉に国勢調査が実施されます。この調査は、人口と世帯の実態を明らかにするために国が行う、最も重要な統計調査です。調査結果は、選挙の区割りなどを行う法定人口や、防災対策などの行政資料として利用されます。

詳しくは、ウェブサイト「国勢調査2020総合サイト」やSNS「国勢調査2020公式Twitter」「国勢調査2020公式Instagram」をご覧ください。

国勢調査
イメージキャラクター
「センサスくん」

対象　住民票などの届け出に関係なく、10月1日現在で市内に居住している全ての方（外国人の方も調査の対象です）

調査の流れ

9月上旬～下旬頃
国勢調査員が訪問し、調査書類を配布

世帯人員の確認や説明をインターホン越しに行い、調査書類を郵便受けに入れて配布するなど、感染症対策に配慮して配布します。

どちらかの方法で回答してください

インターネットで回答する方法

9月14日㊊～10月7日㊌に、10月1日現在の状況を回答してください。詳しくは、調査票といっしょに配布する「インターネット回答利用ガイド」をご覧ください。

紙の調査票で回答する方法

10月1日㊍～7日㊌に、10月1日現在の状況を調査票に記入し、郵送提出用封筒に入れて、郵送で提出してください。調査員による回収もできます。

オンライン調査
イメージキャラクター
「みらいちゃん」

10月19日㊊～12月末頃
市で調査票を点検

点検期間中に、市から回答内容について問い合わせる場合があります。ご協力をお願いします。

国勢調査に関する質問にお答えします

Q　国勢調査員ってどんな人？

A　市長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です

Q　調査には必ず回答しなければいけないの？

A　正確な統計を作成するため、統計法で調査に回答する義務が定められています

Q　回答内容が別の目的で使われることはないの？

A　統計法で厳格な個人情報保護が定められているため、回答内容が統計資料作成以外の目的で使用されることはありません。また、調査員や市職員には、統計法によって守秘義務が課せられています

Q　新型コロナウイルス感染症対策はだいじょうぶなの？

A　調査書類の配布や回答の受け取りは、できる限り対面しない方法で行います。やむを得ず対面する場合は、距離をとり、調査員はマスクを着用するなどして、感染予防に努めます。市民の皆様には、調査の回答を、できるだけインターネットまたは郵送で提出いただくようお願いしますが、困難な場合は調査員が回収に伺います

Q　調査について質問があるときは？

A　調査の内容や調査票の記入方法など、一般的な質問は下記のコールセンターにお問い合わせください

国勢調査コールセンター

電話番号＝0570-07-2020（ナビダイヤル。固定電話の場合は、市内通話料金で利用できます）
※IP電話の場合は、☎03-6636-9607（所定の通話料金が発生します）。
受付時間＝9月7日㊊～10月31日㊏の午前8時～午後9時
※土・日曜日、祝日も利用できます。

国勢調査を装った詐欺や不審な調査にご注意ください

▼調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています
▼国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることもありません
▼国勢調査を装った不審な訪問者や電話、電子メール、ウェブサイトなどにご注意ください。不審に思った際は、速やかに市へお知らせください

新型コロナウイルスに関する
事業者向けの経済支援のご案内

同感染症の影響により厳しい経営状況にある事業者の方を支援するため、税金の減免や助成金の給付を行います。詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

固定資産税・都市計画税の減免

問 税務課固定資産税家屋係（☎28-9322）

償却資産と事業用家屋にかかる令和3年度の固定資産税及び都市計画税を減免します。なお、土地は対象外です。

対象・減免内容＝同感染症の影響により令和2年2月～10月までの間、任意の連続した3か月間の売上高が次のいずれかに該当する中小事業者など

▼前年の同期間と比べて売上高が30%以上50%未満減少…2分の1軽減

▼前年の同期間と比べて売上高が50%以上減少…全額免除

申告方法＝事前に金融機関、商工会議所、商工会、税理士事務所などで対象となるか確認の上、申告書などの必要書類を市へ提出してください。申告書は税務課にあるほか、市ホームページでダウンロードできます

申告期間＝令和3年1月4日㈪～2月1日㈪

生産性向上特別措置法による固定資産税の特例措置の拡充・延長

問 同措置については税務課固定資産税家屋係（☎28-9322）、
認定申請については商工振興課商業・まちなか振興係（☎28-9650）

新たに設備投資をする中小事業者を支援するため、特例措置の適用対象を拡充するとともに、期限を延長します。この特例を受けるには、設備取得前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。詳しくは、市または中小企業庁のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

拡充・延長内容

▼対象資産に、事業用家屋と構築物を追加

▼適用期限を令和2年度末から令和4年度末に延長

事業継続支援助成金の給付

申・問 商工振興課商業・まちなか振興係（ヨリネスしばた6階、〒957-8686 住所記載不要、☎28-9650）、ただし農業を営む方は農林水産課生産振興係（加治川庁舎1階、〒959-2415 住田510、☎33-3108）

同感染症の影響で売り上げが減少し、国の持続化給付金や県の休業要請協力金などの対象とならない事業者に対して助成金を給付します。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

対 次の全てを満たす事業者

▼市内に本社または本店がある従業員5人以下の法人及び個人事業主である

▼新潟県の第一期休業要請の対象外である

▼令和2年4月～6月の売り上げ減少率が、いずれも前年の同期間と比べて5%を超え、50%に満たない

▼上記のほか、国・県・市からの支援を受けていない

給付額＝1事業者あたり5万円

申請方法＝申請書に必要書類を添えて、直接または郵送で提出してください。申請書は各問合せ先にあるほか、市ホームページでダウンロードできます

※感染症拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします。

他 申請についての相談は、事業者支援総合相談窓口（市役所別館3階、☎28-7425）で受け付けます

申請期限＝9月30日㈬